

令和6年度事業者向け 省エネ設備更新事業補助金のお知らせ

県では、省エネ意識の向上を図り、自主的な省エネルギー活動を支援するため、県内の中小企業等の皆様を対象に省エネ設備の更新等に係る補助を行うこととし、以下により事業者の募集を行います。

1 補助対象者

県内に事業所があり事業活動を行っている者

- (1)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる**小規模事業者**
- (2)中小企業支援法第2条第1項に定められる**中小企業者**
- (3)中小企業団体の組織に関する法律第3条で定められる**中小企業団体**（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）、商店街振興組合法第2条に定める**商店街振興組合及び連合会**、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める**生活衛生同業組合及び連合会**
- (4)(1)～(3)のほか県内に事業所を置き事業活動を行う者で、**その他知事が定める者**（一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、その他これらに類するもの）

2 補助対象経費

現在使用している設備と比較してエネルギー消費量の減少が一定程度見込まれる設備更新及びBEMS構築

対象設備

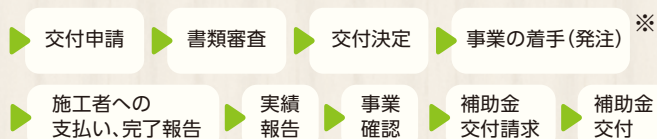
- 高効率照明（LED照明）
 - 空調設備
 - 電気冷蔵庫、電気冷凍庫
 - BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）
- 現在使用している設備の更新に限りです。

3 補助率等

対象施設の所在地	補助率	補助金額の上限
県内	1/2以内	80万円

※消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。

4 補助事業の流れ



※交付決定前に事業に着手した場合、補助対象外となります。

5 募集期間

令和6年8月30日(金)まで(17:00必着)

- 事業者向け省エネ設備更新事業補助金申請書（様式）に必要事項を記入し、添付資料とともに、かんたん申請・申込システムにより申請してください。
- 申請多数の場合は、期限前であっても応募を締め切る場合があります。

※詳細は経営金融課ホームページよりご確認をお願いします。

6 本補助金を申請する方へ（ご確認ください）

(1) ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）への参加について

必須

事業所の皆様が、「ゼロカーボン」を目指した取組の実施を宣言し、自主的に省エネ・省資源などの地球温暖化対策に取り組んでいただく事業です。省エネ設備更新事業補助事業者には、当事業に参加していただきます。

※詳細及び申請方法は、県環境共生課のホームページをご確認ください。

福島県 ゼロカーボン宣言R6

検索

(2) J-クレジット創出事業への参加について

県では、国のJ-クレジット制度を通じて、県内事業者が行う省エネ設備への更新により生み出される「環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果）」を「クレジット」化し、得られる収益を本県の脱炭素化に向けた事業に活用することに取り組みます。事業者個々の環境価値を1つにまとめ、活用していくために、令和6年度中を目途に「ふくしま省エネ（LED照明）J-クレジットクラブ（仮称）」を設立予定ですので、J-クレジット制度や本クラブ設立の趣旨にご賛同いただき、高効率照明（LED等）への更新を申請される事業者は、「意向確認書」の提出をお願いします。

※詳細は、「ふくしま省エネ（LED照明）J-クレジットクラブ（仮称）の御案内」をご確認ください。

福島県 省エネ J-クレジット

検索



福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」

問い合わせ先

福島県商工労働部経営金融課

電話：024-521-7288 FAX：024-521-7931

HP 福島県 省エネ補助金R6

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

E-mail: keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

検索